

# 未成年者の死亡保険について

---

平成19年11月22日  
金融審議会専門委員  
松澤 登

# 1. 未成年者の保険の考え方

▶ 保険商品には以下のような多様な機能がある

①貯蓄(入学・進学・結婚資金等の準備)

②病気・ケガ・高度障害の場合に負担する医療費用準備

③万一の場合の死亡保障

## 商品設計上の死亡保険金の意義

▶ 満期保険金・高度障害保険金と死亡保険金を同額とすることが、顧客にとって分かりやすい

— 解約時や高度障害時に多額の保険金が受け取れるにも関わらず、死亡時には少額の保険金しか支払われないということは、一般には受け入れがたい

## 顧客にとっての死亡保障の意義

▶ 高齢になってから人生の最後に頼るべき支え手を失ったことへの補償

▶ 手塩にかけて育てた代替の効かない子どもを喪失したことへの、せめてもの代償

<参考> 加入・追加加入意向のある保障内容(子ども(未婚で就学前・就学中))(複数回答) 「H18年度 生命保険に関する全国実態調査」生命保険文化センターより

	子どもの教育資金や結婚資金の準備に重点を置いたもの	病気やケガの治療や入院にそなえるもの	病気や災害、事故による万一の場合の保障に重点をおいたもの	保障と貯蓄をかねたもの	貯蓄に重点をおいたもの
平成18年	57.1%	58.4%	42.9%	25.7%	13.9%
平成15年	64.3%	62.7%	45.6%	25.3%	12.0%
平成12年	54.2%	62.8%	51.9%	30.6%	14.2%
平成9年	54.4%	54.1%	44.3%	34.6%	12.2%
平成6年	57.4%	54.0%	50.3%	37.3%	13.1%

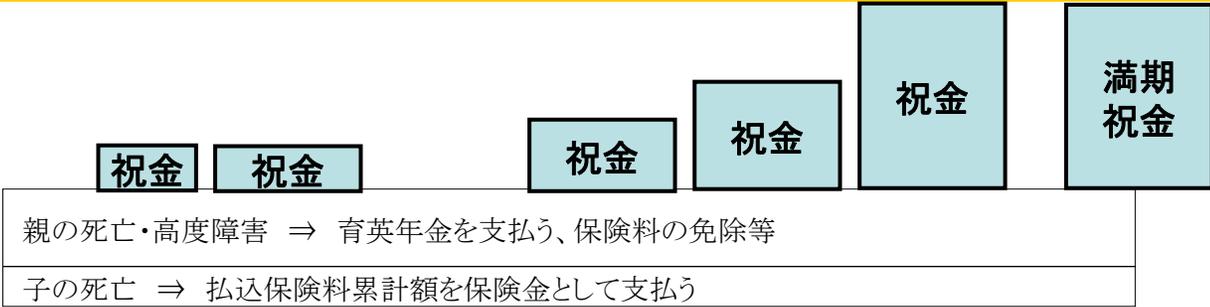
※全国436地点の世帯員2人以上の一般世帯を対象に層化二段無作為抽出法で調査したもの(回収サンプルは4,088)

※上記表は、子ども(未婚で就学前・就学中)を被保険者とする生命保険の加入・追加加入意向ありと回答した世帯からの調査結果

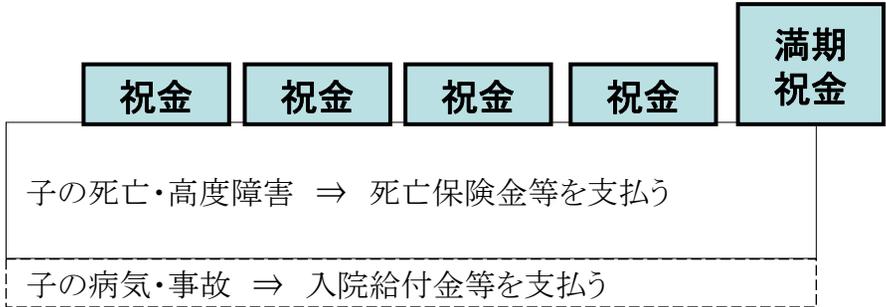
## 2. 未成年者の保険の商品設計の構図 <日本生命の例>

0歳      3歳      6歳      小学校      12歳 中学校 15歳 高校 18歳      大学      22歳

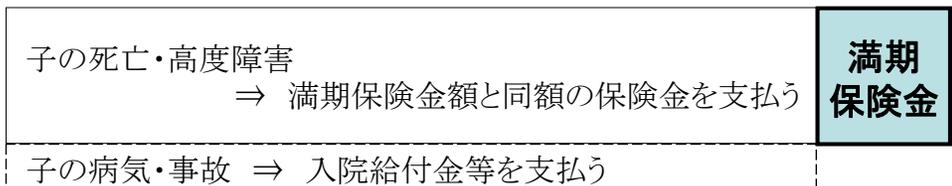
こども保険



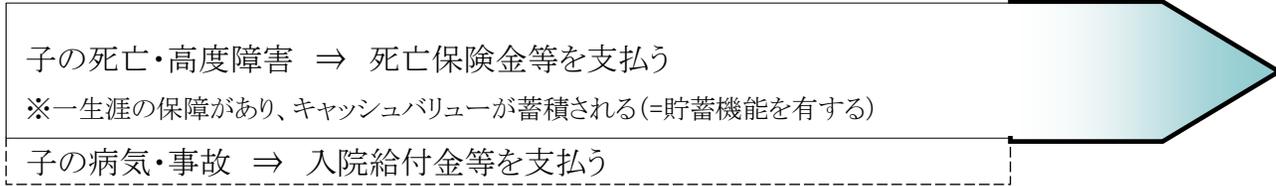
生存給付金付定期保険  
特約



養老保険  
特約



終身保険  
特約



※上記は0(3)～15歳未満が加入できる商品

### 3. 未成年者の生命保険の年齢別新契約の状況(H18年度)

保険 種類	0~19歳				20歳~59歳				<参考> 全年齢	
	件数①	占率 (※)	金額② (億円)	②/① (万円)	件数⑤	占率 (※)	金額⑥ (億円)	⑥/⑤ (万円)	件数	金額 (億円)
こども保険 生存給付金 付定期保険 その他	793,404	16.9%	37,350	471	3,297,197	70.1%	142,882	433	4,705,429	184,331
養老保険	81,781	16.2%	5,642	690	375,743	74.4%	14,580	388	504,949	21,531
終身保険	282,104	13.0%	33,178	1,176	1,634,719	75.5%	190,785	1,167	2,166,247	232,549
定期保険	63,996	4.8%	4,053	633	1,201,610	89.2%	217,307	1,809	1,346,527	232,046
合計	1,221,285	14.0%	80,224	657	6,509,269	74.6%	565,555	869	8,723,152	670,458
人口	23,704千人 (総人口比 18.6%)				68,602千人 (総人口比 53.7%)				127,718千人	

※ 当該年齢の全年齢に占める割合

(出典) 生命保険協会HP「生命保険事業概況 年齢階層別・男女別統計表(全38社合計) 個人契約(新契約)」(年金保険は除外)

総務省統計局HP「年齢(5歳階級)、男女別推計人口」

## ➤ 保険業法第100条の2(業務運営に関する措置)

保険会社は、その業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

## ➤ 保険業法施行規則第53条の7(社内規則等)

保険会社は、法第97条、第98条又は第99条の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

## ➤ 監督指針Ⅱ-3-5-1-2(14)

規則第53条の7に規定する措置に関し、法第3条第4項第1号に規定する保険(年金保険及び生存保険を除く。)及び同項第2号に規定する保険(損害を填補することを約した保険を除く。)の契約について、

- ① 保険契約の引受基準が社内規則等に定められ、会社が知り得た他の生命保険契約又は損害保険契約(以下、(14)において「他の保険契約」という。)を含む保険金額が当該引受基準に比し過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除抑制のための十分な体制が整備されているか。
- ② 保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と保険金額(会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。)との比較などにより、保険金額の妥当性(過大でないこと)を判断・確認する方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

注) 社内規則等を定めるにあたって、次の点に留意しているか。

- ア. 会社の定める一定金額を超える保険契約の引受審査を行う場合には、保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨を定めているか。
- イ. また、客観的かつ合理的な方法により確認できない場合には、モラルリスク排除・抑制の観点から、より慎重な対応を要する旨を定めているか。
- ③ 保険金額(会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。)の妥当性を判断・確認する方法等について、生命保険募集人及び損害保険募集人に対して適正な教育・指導を行うための体制が整備されているか。
- ④ 保険金額の決定に際し、(社)生命保険協会の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」又は(社)日本損害保険協会の「契約内容登録制度」を利用する等モラルリスク排除・抑制のため効果がある方法を採用する体制が整備され、当該制度の利用その他の方法で知り得た他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されているか。